

第 27 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 24 年 11 月 13 日 (火) 10 : 00 ~ 10 : 30
場 所 中央合同庁舎第 2 号館 10 階 (総務省) 共用会議室 1
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、佐藤委員、
関口委員、藤原委員
事務局 安藤電気通信事業部長、
(総務省) 吉田事業政策課長、
二宮料金サービス課長、
海野料金サービス課企画官、
内藤料金サービス課課長補佐、
中村料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

「電気通信事業法第 3 4 条第 1 項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定について」

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書 (案) について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書 (案) のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

東海主査：資料 1 の 11 頁に記載のとおり、平成 24 年 6 月 19 日に第二種指定電気通信設備の指定の基準値を十分の一を超えるものとする省令改正が行われた。本件はこれを受けて、端末シェアが 10% を超えるソフトバンクモバイル株式会社について、その設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定し、関係告示を改正するもの。各委員忌憚なくご議論いただきたい。

藤原委員：本件告示改正は 6 月の省令改正を受けたものであり、審議会として異論はないと考える。しかしながら、省令改正時と一点異なる事態として、ソフトバンクモバイルとイー・アクセスの経営統合が報道等で伝えられているところである。イー・アクセス単体としては端末シェアが基準値に満たなくとも、ソフトバンクモバイルとの統合のあり方によっては、イー・アクセスの指定についても議論の余地が生じるように思われるところ。ところで、両者の経営統合は、電気通信事業法第 17 条に規定する合併等の届出を要する

ような状況なのか。

事務局：両社の経営統合のあり方はまだ具体的には定まっていないと聞いているが、少なくとも合併は視野にない状況と聞いている。

藤原委員：合併ではなく出資の場合、同法同条第2項にいう届出はなされないのか。

事務局：出資の場合には同条の届出義務は無いと認識している。今後の状況を引き続き注視し、関係部署と対応を調整してまいりたい。

関口委員：ソフトバンクがイー・アクセスの株式を100%取得する場合、ソフトバンクモバイルとイー・アクセスの関係は別会社ながら支配従属関係に限りなく近くなる。イー・アクセスの意思決定プロセスに親会社たるソフトバンクの意向が強く働くことになるからである。ソフトバンク傘下のウィルコムが接続料を比較的高く設定しているのではないかと一部で言われているようだが、今後、ソフトバンクがイー・アクセスの接続料算定について容喙することも否定できない。ウィルコムの接続料について総務省はどのように考えているのか。また、仮にソフトバンク傘下のイー・アクセスが接続料を割高に設定することとなった場合、総務省としてはどのように対応するのか。

事務局：PHS事業者であるウィルコムは、二種指定事業者ではなく、接続料も非公表であることから発言は差し控えたい。二種指定設備制度は、接続協議における交渉力を規制の根拠とする制度であるが、現時点で複数の携帯電話事業者を傘下に持つ可能性のあるグループが規制の潜脱を行う状況とは承知していないところ、個別の事例に沿って対応してまいりたいと考える。いただいたご意見は、今後の制度の在り方の検討のご参考として承りたい。

東海主査：ご議論の問題は起こらないとも限らない事態であり、今後別途検討の余地があるとしても、本件告示改正の判断には影響を与えないものと考え。意見公募では個人の方々から多くのご意見をいただき、そのほとんどが本件告示改正に賛成であった。1件、端末シェアの基準値の論拠を問うご意見をいただいているが、これについては過去の審議会の議論ですでに整理されている。

佐藤委員：本件告示改正はこれで結構と考える。仮に告示が改正されることとなった場合、ソフトバンクモバイルの指定はいつ頃か、接続料についていつ届出を受けるのか等、今後のスケジュールについて伺いたい。

事務局：本委員会にて本報告書案を適当と認めていただいた場合、東海主査からその旨電気通信事業部会へご報告をいただくことになる。その後、部会から、指定が適当とする答申をいただければ、すぐに告示改正の手続きに入る。順調にいけば年内に指定の運びとなるのではないかと。また、接続料・接続約款の届出については、「指定の日から三月以内」と法令で規定されており、仮

に12月末に指定ということになれば、今年度末までに届出を受けることとなる。

佐藤委員：届出を受けた接続料について、総務省が何らかのチェックを行うのか。

事務局：第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに接続料算定に係る考え方が示されており、提出された接続料が同ガイドラインに示す考え方に沿った適正なものであるか、算定根拠であるガイドライン別表第2を通じて検証を行う。

東海主査：本件については、報告書（案）のとおり11月27日開催予定の電気通信事業部会に報告することとしたい。

以上